第 6432 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブＦＡＸニュース

(2020年)令和2年 5月 7日 木曜日

発行所
三輪厚二税理士事務所 ／ 顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士　三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6　TEL：06-6209-7191　WEB：https://www.zeirishi-miwa.co.jp

新型コロナに対する無利子化融資

Ｑ：新型コロナによる影響を受けた事業者に対して無利子化融資制度ができたとか。どんな内容なのですか？

Ａ：次のような内容です。

【解説】

日本政策金融公庫は、新型コロナの影響を受けて業績が悪化している事業者に対して、無利子化融資をする制度を創設しました。

無利子化融資制度とは、「新型コロナウィルス感染症特別貸付」の融資を受けた後、返済した利子について、公庫以外の実施金融機関から利子補給を受けることで、利子が実質的に無利子になるというものです。

この無利子化融資を受けるには、「新型コロナウィルス感染症特別貸付」及び公庫以外の実施機関が行う「特別利子補給制度」の各々の要件を満たさなければなりません。

それぞれの要件の概要は次のとおりです。

①新型コロナウィルス感染症特別貸付

新型コロナウィルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかの要件に該当する者で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる者

(i)最近１ヵ月の売上高が、前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少している

②特別利子補給制度

上記の特別貸付を受けている者で、次のいずれかの要件に該当する者

（ｉ）小規模事業者…売上高▲１５％以上（個人は要件なし）

（ⅱ）中小企業者…売上高▲20%以上

【三輪厚二税理士事務所（大阪市中央区）】